

令和8年度

帯広市あんしん住宅改修補助金

空家を含めた住宅の身体障害者・要介護者等の身体状況に合わせた改修により
住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実を図ります。

1 補助の内容

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、
上限30万円（補助率80%）を補助します。

2 募集件数、募集期間

募集件数 20件

募集期間 令和8年4月1日（火） ～ 予算枠に達するまで

※ 先着順で申請を受け付けます。

3 申請方法

工事着手前に、建築開発課に必要書類をご提出ください。

受付窓口：市役所6階 建築開発課（〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地）

受付時間：8：45～17：30（土・日・祝日は受付を行っていません。）

電話：0155-65-4179

4 対象者・対象住宅

- ① 市内の住宅を改修する方
- ② 改修する住宅に居住している、または、改修後に居住する方
- ③ 市税等を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ④ 所得^{※1}の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 次のいずれかに該当する方
 - ・1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・要介護者または要支援者の認定を受けている方
- ⑦ 過去10年以内に帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金または本制度に基づく補助金を受けていない方
- ⑧ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、建築開発課の窓口で「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

- ・併用住宅（住宅と店舗など）は住宅部分のみ対象です。
- ・住宅の所有者と対象者が異なる場合は、住宅改造承諾書の提出が必要です。
- ・住宅を購入した場合は、所有権移転後（引き渡し後）に申請が可能です。

5 施工業者

市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※改修工事の全てを他に委託することはできません。

6 対象工事

在宅身体障害者、または、要介護者の居住の利便性を高めるために行うユニバーサルデザイン化（UD化）工事

- ・ 段差解消工事
- ・ 床材を滑りにくい素材に変更する工事
- ・ 畳をフローリングに変更する工事
- ・ 手すり設置工事
- ・ 建具取替工事
- ・ 浴室改修工事
- ・ キッチン改修工事
- ・ 洗面台改修工事
- ・ トイレ改修工事
- ・ 埋設型融雪施設の設置
- ・ インターホン設置工事（カメラ機能付）
- ・ その他（UD化のための工事と判断したもの）

7 対象とならない費用 ※見積書で内訳を示すこと

設計費

部分的な修繕工事費（壁紙やフローリングの張替え、壊れた建具の修理など）

敷地整備費

耐震改修工事費

外構工事費（植栽、庭園、塀、フェンス、車庫・カーポート、物置など）

アンテナ設置工事費

雨樋、雪止め設置工事費

給湯器設置工事費

家電製品、家具等の購入費（エアコン等も含む）

畳や障子等の設置工事費

ガスコンロ・IHクッキングヒーターの購入費及び設置工事費

ストーブの購入費及び設置工事費

太陽光発電システム設置工事費

合併処理浄化槽設置工事費

他の補助金等を利用して行う改修工事費用

（住まいの改修助成金、木造住宅耐震改修補助金、介護保険住宅改修費支給、空家購入等補助金、みらいエコ住宅2026事業、先進的窓リノベ事業など）

※上記補助金等を利用して行う改修工事とは別に工事を行うときは、補助対象となる場合があります（工事箇所を明確に区別できることが前提です）。

増築の工事費

※必要性が説明できるものは補助対象となる場合があります。

（例）段差解消のための昇降機設置に伴う風除室の増築など

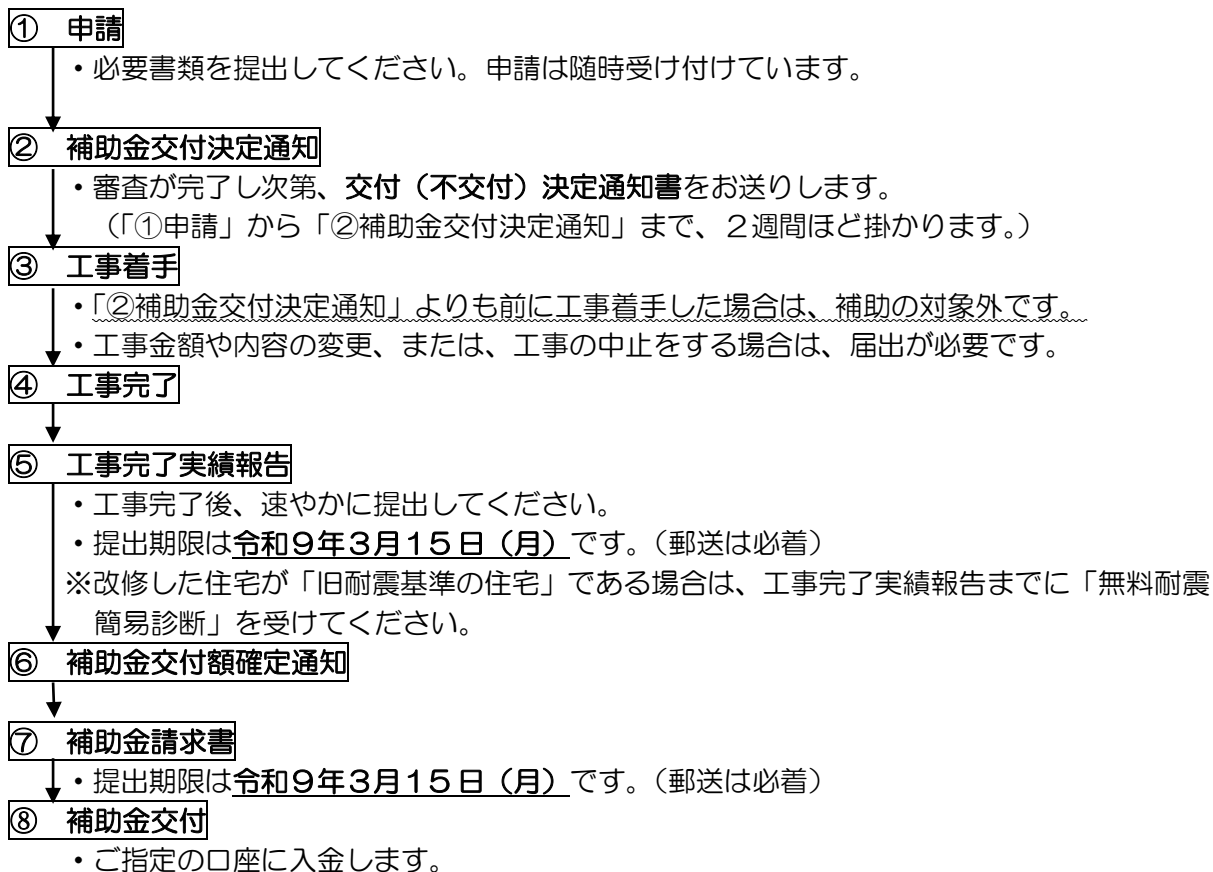
新設の工事費

※必要性が説明できるものは補助対象となる場合があります。

（例）2階から1階に生活スペースを移すことに伴い、1階に無かったトイレを新設する工事など

消費税

8 申請から補助金受取りまで



9 申請に必要な書類

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票*
- ③ 住宅の所有者がわかる書類*（登記事項証明書など）
- ④ 所得証明書*（世帯全員分）
- ⑤ 市税等の滞納が無いことを証する書類*
- ⑥ 見積書（対象工事費が確認できるもの、コピーの提出可）
- ⑦ 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- ⑧ 住宅改造承諾書（申請者が住宅所有者でない場合に提出）
- ⑨ [身体障害者の場合] 身体障害者手帳のコピー
[要介護・要支援認定者の場合] 介護保険被保険者証のコピー
- ⑩ [身体障害者の場合] 手帳交付時の診断書
[要介護・要支援認定者の場合] 主治医意見書

※②～⑤について、帯広市在住の方は①申請書の「14 個人情報取得」に同意すれば提出不要です。ただし、以下の場合は例外です。

- ・住宅を所有して一年未満の場合
→③の提出必要
- ・前々年1月2日以降に帯広市に転入した場合
→④⑤の提出が必要な場合があるため、ご相談ください

※⑩は帯広市役所で取得してください。

- ・手帳交付時の診断書…障害福祉課（市役所1階）で交付手続きを行ってください。
- ・主治医意見書…介護高齢福祉課（市役所1階）で交付手続きを行ってください。

10 工事完了実績報告に必要な書類

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金交付工事完了実績報告書（様式第6号）
- ② 写真（施工後の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- ③ 領収書または請求書のコピー
- ④ アンケート

11 改修工事の金額などを変更する場合に必要な書類

10%以上の工事金額、工事内容、または、施工業者を変更する場合、変更承認申請が必要です。

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金変更承認申請書（様式第3号）
- ② 見積書（コピーの提出可）
- ③ 写真（改修箇所を変更する場合）

変更の承認（不承認）通知書により決定結果を通知します。

12 改修工事を中止する場合

帯広市あんしん住宅改修補助金交付中止届（様式第4号）の提出が必要です。